

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和3年5月28日

三朝町長 松 浦 弘 幸

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項により、三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年4月20日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（移動等円滑化のために必要な道路の構造） 第44条 移動等円滑化法第10条第1項の規定に基づき定める特定道路を新設し、又は改築する場合における町道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>	（移動等円滑化のために必要な道路の構造） 第44条 移動等円滑化法第10条第1項の規定に基づき定める特定道路を新設し、又は改築する場合における町道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準をもって、

(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準をもって、その基準とする。	その基準とする。
---------------------------------------	----------

附 則
この条例は、公布の日から施行する。